

令和4年度山形県最上総合支庁お試しU I J ターン旅費支援事業交付要綱

(目的)

第1条 知事は、最上地域における看護師確保を目的として、
山形県外に居住している者で、

- ① 看護師又は准看護師として県外の病院等に勤務する者
- ② 看護師又は准看護師の資格を有しているが、現に看護業務に従事していない者
(①及び②を以下、「看護師等」という)

日本国内に居住する者で、

- ③ 看護師等学校養成所に在学する者(以下、「看護学生」という)

に対し、最上地域の医療機関及び介護福祉施設等における就業体験(インターンシップ)に参加するにあたり必要となる旅費を、市町村と共同で支援する。

(対象経費)

第2条 旅費支援の対象となる旅費は、看護師等又は看護学生が最上地域の就業体験に参加するために、看護師等又は看護学生の住所地から就業体験地までの往復に要する交通費及び宿泊費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 期間は令和4年7月11日から令和5年3月31日までとし、往路にあつては就業体験開始日から起算して7日前の日から就業体験開始日までの間の移動、復路にあつては就業体験終了日から起算して7日以内の移動に係る就業体験に必要と認められる交通費(交通費の算出方法は県の基準による。)
- (2) 就業体験地での宿泊に要する経費のうち、宿泊体験開始日の前日又は当日の宿泊料金(就業体験地が複数の市町村にまたがる場合も前日又は当日の宿泊料金に限る。なお、宿泊費の上限は9,800円とする。)

(旅費支援の条件)

第3条 旅費支援の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 就業体験に参加する者が看護師等又は看護学生であること。
- (2) 就業体験地は、山形県最上地域であること。
- (3) 就業体験が、令和4年7月11日から令和5年3月31日までの間に実施されたものであること。
- (4) 同一人に対し1回までとすること。
- (5) 宿泊は1泊2日を対象とし、3日以上の場合は最初の2日間を対象とすること。
- (6) 就業体験地の市町村においても旅費支援を行っており、市町村の旅費支援の対象であること。
- (7) 県HP掲載の「山形県における新型コロナ対応の目安」に従うこと。
- (8) この要綱の規定に従うこと。

なお、上記の条件を満たしている場合でも、予算の状況等により不交付とする場合がある。

(旅費支援の額)

第4条 旅費支援の額は、対象経費の1/2（100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）又は19,200円のいずれか低い額とする。ただし、就業体験施設から同一の交通費及び宿泊費を対象に助成を受ける時は、その助成額を引いたものを対象経費とする。

2 就業体験を行った市町村から同一の交通費または宿泊費を対象に助成を受ける場合は、当該市町村及び施設からの助成額と県の支援額の合計額は第2条に掲げる対象経費を超えてはならないものとする。

(旅費支援の請求)

第5条 旅費支援を受けようとする者は、事前に市町村や県に相談の上、就業体験を実施した日から起算して30日を経過する日または令和5年4月7日のいずれか早い日までに、令和4年度山形県最上総合支庁お試しUIJターン旅費支援事業に伴う旅費請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 就業体験（インターンシップ）実施証明書（別紙）
- (2) 申請者が支出した経費の領収書の原本、又は支払いを証明できるもの
- (3) インターンシップ実施後アンケート（様式第2号）
- (4) 通帳の見開き部分の写しなど振込先口座に係る内容が確認できるもの

(支払い)

第6条 知事は、前条により請求があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、速やかに支払うものとする。

(助成金の返還)

第7条 知事は偽りその他不正の手段により旅費支援を受けた者があるときは、当該部分に関し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、最上総合支庁と申請者が協議して決定することとする。

附 則

この要綱は、令和4年7月11日から施行する。